

平家物語
覺一本
全
改訂版

目次

凡例	ix
参考文献／図版協力・所蔵	xi

卷第一

祇園精舎	1
殿上闇討	1
鱸	4
禿髮	5
吾身栄花	6
祇王	8
二代后	16
額打論	18
清水寺炎上	20
東宮立	21
殿下乗合	22
鹿谷	24
俊寛沙汰 鵜川軍	27
願立	30
御輿振	33
内裏炎上	35

卷第二

座主流	39
一行阿闍梨之沙汰	41
西光被斬	44
小教訓	49
少将乞請	53
教訓状	57
烽火之沙汰	60
大納言流罪	63
阿古屋之松	66
大納言死去	68
徳大寺殿鳥詣	71
山門滅亡 堂衆合戦	73
山門滅亡	74
善光寺炎上	75
康頼祝言	76
卒都婆流	78
蘇武	80

卷第三

赦文	83
足摺	85
御産	88
公卿揃	90
大塔建立	91
頼豪	93
少将都帰	94
有王	98
僧都死去	100
鷹	103
医師問答	103
無文	106
燈炬之沙汰	108
金渡	108
法印問答	109
大臣流罪	112
行隆之沙汰	114
法皇被流	116
城南之離宮	118
巖島御幸	121
還御	124

卷第四

福原院宣	181
富士川	183
五節之沙汰	189
都帰	191
奈良炎上	192
新院崩御	197
紅葉	198
葵前	200
小督	202
廻文	207
飛脚到来	208
入道死去	210
築島	212
慈心房	214
祇園女御	216
嗶声	222
横田河原合戦	223

卷第六

清水冠者	227
北国下向	228
竹生島詣	228
火打合戦	230

卷第七

源氏揃	127
馳之沙汰	129
信連	131
競	134
山門牒状	139
南都牒状	140
永僉議	143
大衆揃	144
橋合戦	146
宮御最期	149
若宮出家	153
通乘之沙汰	155
鶴	156
三井寺炎上	159
都遷	161
月見	165
物怪之沙汰	167
早馬	170
朝敵揃	171
咸陽宮	171
文覚荒行	175
勸進帳	177
文覚被流	178

卷第五

願書	231
俱梨迦羅落	234
篠原合戦	236
実盛	238
還亡	240
木曾山門牒状	242
返牒	244
平家山門連署	245
主上都落	247
維盛都落	250
聖主臨幸	252
忠度都落	254
經正都落	255
青山之沙汰	257
一門都落	258
福原落	261
山門御幸	265
名虎	268
緒環	271
太宰府落	274
征夷將軍院宣	276
猫間	278
水島合戦	280

卷第八

源氏揃	127
馳之沙汰	129
信連	131
競	134
山門牒状	139
南都牒状	140
永僉議	143
大衆揃	144
橋合戦	146
宮御最期	149
若宮出家	153
通乘之沙汰	155
鶴	156
三井寺炎上	159
都遷	161
月見	165
物怪之沙汰	167
早馬	170
朝敵揃	171
咸陽宮	171
文覚荒行	175
勸進帳	177
文覚被流	178

卷第九

瀬尾最期 281
 室山 285
 鼓判官 286
 法住寺合戦 290
 生ずきの沙汰 295
 宇治川先陣 297
 河原合戦 300
 木曾最期 302
 樋口被討罰 306
 六ヶ度軍 309
 三草勢揃 311
 三草合戦 313
 老馬 315
 一二之懸 317
 二度之懸 321
 坂落 324
 越中前司最期 326
 忠度最期 328
 重衡生捕 329
 敦盛最期 330
 知章最期 332
 落足 334
 小宰相身投 335

卷第十

首渡 341
 内裏女房 344
 八島院宣 347
 請文 348
 戒文 351
 海道下 353
 千手前 355
 横笛 359
 高野卷 361
 維盛出家 363
 熊野参詣 366
 維盛入水 368
 三日平氏 370
 藤戸 374
 大嘗会之沙汰 378
 逆櫓 381
 勝浦 付大坂越 384
 嗣信最期 387
 那須与一 390
 弓流 392
 志度合戦 394

卷第十一

卷第十二

鶏合 壇浦合戦 396
 遠矢 399
 先帝身投 402
 能登殿最期 403
 内侍所都入 406
 劍 408
 一門大路渡 411
 鏡 413
 文之沙汰 415
 副将被斬 416
 腰越 419
 大臣殿被斬 422
 重衡被斬 425
 大地震 431

灌頂卷

紺搔之沙汰 432
 平大納言被流 433
 土佐房被斬 435
 判官都落 437
 吉田大納言沙汰 439
 六代 440
 泊瀬六代 448
 六代被斬 453
 女院出家 461
 大原入 463
 大原御幸 465
 六道之沙汰 468
 女院死去 472

付録

年表 475
 皇室・村上源氏系図 480
 桓武平氏系図 482
 清和源氏系図 484

平安京条坊図 486
 京周辺地図 487
 西国地図 488
 武具・馬具 490

燈炉之沙汰

1 罪障を滅し、善根を生ずること。
2 阿弥陀仏が衆生を救うためにたてた四八の誓い。「四十八願」
3 柱と柱の間が四八ある寺院。
4 光り輝く様は鏡のようつて、まるで浄土を前にしているようである。
5 定めて。
6 時間を限って交替で念仏を唱える僧。
7 阿弥陀仏の「四十八願」の「第十九願」。阿弥陀仏が念仏信仰の衆生を極楽へ迎え取りに来るといふ誓い。
8 神仏が仮の姿でこの世に現れること。
9 阿弥陀仏が念仏する衆生を救って捨てない、その慈悲の光。
10 「安養」は極楽浄土、「善逝」は悟りの彼岸に去って迷いの世界に戻らない者。阿弥陀仏のこと。
11 「三界」は欲解・色界・無色界。「六道」は天上・人間・修羅・畜生・餓鬼・地獄。そこを輪廻する一切の衆生。
12 功德を廻らして極楽往生を願うこと。

金渡

すべてこの大臣は、滅罪生善の御心ざしふかうおはしければ、当来の浮沈をなげいて、東山の麓に、六八弘誓の願になぞらへて、四十八間の精舎をたて、一間にひとつづつ、四十八間に四十八の燈籠をかけられたりければ、九品の台、目の前にかかやき、光耀鸞鏡をみがいて、浄土の砌にのぞめるがごとし。毎月十四日十五日を点じて、当家他家の人々の御方より、みめようわかうさかむなる女房達を多く請じ集め、一間に六人づつ、四十八間に二百八十八人、時衆にさだめ、かの両日が間は、一心不乱の称名声絶えず。誠に来迎引撰の悲願も、この所に影向をたれ、撰取不捨の光も、この大臣を照し給ふらんとぞみえし。十五日の日中を結願として大念仏ありしに、大臣みづからかの行道の中にまじはつて、西方にむかひ、「南無安養教主弥陀善逝、三界六道の衆生を普く濟度し給へ」と、廻向發願せられければ、みる人慈悲をおこし、さく者感涙をもよほしけり。かかりしかば、この大臣をば燈籠の大臣とぞ人申しける。

13 阿育王寺。宋の五山の一つ。
14 田地。
15 住職。
16 宋の高僧。孝宗帝に仏教を説いた。

また、おとど、「我が朝にはいかなる大善根をしておいたりとも、子孫あひついでとぶらはむ事ありがたし。他国にいかなる善根をもして、後世を訪はればや」とて、安元のころほひ、鎮西より妙典といふ船頭をめしのぼせ、人を遙かにのけて御対面あり。金を三千五百兩めしよせて、「汝は大正直の者であんなれば、五百兩をば汝にたぶ。三千兩を宋朝へ渡し、育王山へまゐらせて、千兩を僧にひき、二千兩をば御門へまゐらせ、田代を育王山へ申しよせて、我が後世とぶらはせよ」と宣ひける。妙典これを給はつて、万里の煙浪を凌ぎつつ、大宋国へぞ渡りける。育王山の方丈、仏照禪師徳光にあひ奉り、このよし申したりければ、隨喜感嘆して、千兩を僧にひき、二

17 来世、極楽浄土へ生まれるようにと祈ること。福岡県の宗像神社には重盛への返礼とされる阿弥陀経石が残る。

千兩をば御門へまゐらせ、おとどの申されける旨を具さに奏聞せられたりければ、御門大きに感じおぼしめして、五百町の田代を育王山へぞよせられける。されば日本の大臣、平朝臣重盛公の後生善処と祈る事、いまに絶えずとぞ承る。

法印問答

18 午後八時頃。「玉葉」などは午後一時頃（亥刻）。
19 占いの文言の示すところによれば。
20 陰陽道の三経。「金匱経」「枢機経」「神枢靈枢」。
21 正しくは「金匱経」。
22 天皇・上皇への取り次ぎを奏聞する役。
23 あまりにひどい。
24 安倍晴明。藤原道長の時代の伝説的な陰陽師。
25 占いによる推察。
26 泰親の落雷の話は、「玉葉」承安四年（一一七四）六月三日条にみえる。

入道相国、小松殿におくれ給ひて、よろづ心ぼそや思はれけん、福原へ馳せ下り、閉門してこそおはしけれ。同十一月七日の夜、戌剋ばかり、大地おびたしう動いてやや久し。陰陽頭安倍泰親、いそぎ内裏へ馳せまゐつて、「今度の地震、占文のさす所、その慎みかららず。当道三経の中に、根器経の説を見候ふに、『年をえては年を出でず、月をえては月を出でず、日をえては日を出でず』とみえて候ふ。以ての外に火急候ふ」とて、はらはらとぞ泣きける。伝奏の人も色をうしなひ、君も叡慮をおどろかさせおはします。わかき公卿殿上人は、「けしからぬ泰親が今の泣きやうや。何事のあるべき」とてわらひあはれけり。されどもこの泰親は、晴明五代の苗裔をうけて、天文は淵源をきはめ、推条掌をさすが如し。一事もたがはざりければ、さすの神子とぞ申しける。いかづちの落ちかかりたりしかども、雷火のために狩衣の袖は焼けながら、その身はつつがもなかりけり。上代にも末代にも、ありがたかりし泰親なり。

27 雲霞のように従えて。

同十四日、相国禅門、この日ごろ福原におはしけるが、何とかおもひなれたりけむ、数千騎の軍兵をたなびいて、都へ入り給ふよし聞こえしかば、京中何と聞きわたる事はなけれども、上下恐れをのく。何ものの申し出だしたりけるやらん、「入道相国、朝家を恨み奉るべし」と披露をなす。関白殿内々きこしめさるる旨やありけん、急ぎ御参内あつて、「今度相国禅門入洛の事は、ひとへに基房亡ほすべき結構にて候ふなり。いかなる目に逢ふべきにて候ふやらん」と奏せさせ給へば、主上大きにおどろかせ給ひて、「そこにいかなる目にもあはむは、ひとへにただわが

1 「天照大神」は皇室の祖神。「春日大明神」は藤原氏の氏神。

2 信西の六男。後白河院の側近。卷一「鹿谷」に既出。
3 乱れがちであり。
4 全体としても、個別のことにしても5 そなたがそのように健在だから。
6 頼りに思っているのに。
7 物騒がしい態度で、その上朝廷への恨みを晴らすようにしているなど聞こえてくるのはどうしたことだ。
8 音沙汰がないので。
9 やはり無駄であったと思つて。
10 ↓55 ページ注15。

11 帝王の怒り。
12 唐の高祖の次男。名君とされ、その治世は「貞観の治」と称えられる。
13 太宗に仕えた賢臣。しばしば諫言をした。貞観一七年（六四三）没。以下の話は、『白氏文集』三「新樂府・七德舞」の白氏自注にみえる。
14 殷の高宗。夢によつて傳説という良臣を得て政治をまかせた。
15 墓所。
16 藤原顕頼。鳥羽院の寵臣。久安四年（一一四八）没。
17 石清水八幡宮。

18 人の死後四九日間。来世の生まれどころが定まらず、特に供養が大事とされた期間。

19 越前国の知行権は、重盛没後維盛に与えられたが後白河院に召し上げられた（山槐記・治承三年一月一日）
条、玉葉・同一五日条。
20 過失。
21 藤原基通。基実の嫡男で、妻は清盛の娘完子。基実の後妻も清盛の娘盛子。
22 藤原師家。関白基房の三男。基房は基実の弟。
23 無理。
24 家督をつぐべき嫡男であることにおいても位においても。基通は長男で従二位、師家は三男で正三位であった。
25 道理にかなない、論じるまでもないことを変更なさつたのは。
26 すべて。
27 今更ながら申し上げますが。
28 七〇。句は一〇年。

29 さわめて危険なことだといふ。「余於身、賞過於分、如履虎尾、如撫龍鬚」（本朝文粹・一三・大江匡衡）。

あふにてこそあらんずらめ」とて、御涙をながさせ給ふぞ忝き。誠に天下の御政は、主上、撰録の御ばかりひにてこそあるに、こはいかにしつる事どもぞや。天照太神、春日大明神の神慮の程も計りがたし。

同十五日、入道相国、朝家を恨み奉るべき事、必定と聞こえしかば、法皇大におどろかせ給ひて、故少納言入道信西の子息静憲法印を御使ひにて、入道相国のもとへつかはさる。「近年、朝廷しづかならずして、人の心もとのほらず。世間も未だ落居せぬさまになり行く事、惣別につけて歎きおぼしめせども、さてそこにあれば、万事はたのみおぼしめしてこそあるに、天下をしづむるまでこそなからめ、嗷々なる体にて、あまッさへ朝家を恨むべしなごときこしめすは、何事ぞ」と仰せつかはさる。静憲法印、御使ひに西八条の亭へむかふ。朝より夕に及ぶまで待たれけれども、無音なりければ、さればこそと無益に覚えて、源大夫判官季貞をもつて、勅定の趣きいひ入れさせ、「いとま申して」と出て出でられければ、その時入道、「法印よべ」と出て出でられたり。喚びかへいて、「やや法印御房、浄海が申す処は僻事か。まづ内府が身まかり候ひぬる事、当家の運命をはかるにも、入道随分悲涙をおさへてこそ罷り過ぎ候へ。御辺の心にも推察し給へ。保元以後は、乱逆打ちつづいて、君やすい御心もわたらせ給はざりしに、入道はただ大方を取りおこなふばかりでこそ候へ、内府こそ手をおろし、身を摧いて、度々の逆鱗をばやすめまゐらせて候へ。その外臨時の御大事、朝夕の政務、内府程の功臣ありがたうこそ候ふらめ。ここをもつて古を思ふに、唐の太宗は魏徴におくれて、かなしみのあまりに、『昔の殷宗は夢のうちに良弼をえ、今の朕はさめの後賢臣を失ふ』といふ碑の文をみづから書きて、廟に立ててだにこそかなしみ給ひけるなれ。我が朝にも、ま近く見候ひし事ぞかし。顕頼民部卿が逝去したりしをば、故院殊に御歎きあつて、八幡の行幸延引し、御遊なかりき。惣じて臣下の卒するをば、代々の御門みな御歎きある事でこそ候へ。さればこそ、親よりもなつかしう、子よりもむつまじ

きは、君と臣との中とは申す事にて候ふらめ。されども、内府が中陰に八幡の御幸あつて御遊ありき。御歎きの色、一事もこれをみず。たとひ入道がかなしみを御あはれみなくとも、なか内府が忠をおぼしめし忘れさせ給ふべき。たとひ内府が忠をおぼしめし忘れさせ給ふとも、いかでか入道が歎きを御あはれみならむ。父子ともに勸慮に背き候ひぬる事、今において面目を失ふ、これ一つ。次に、越前国をば、子々孫々まで御変改あるまじきよし、御約束あつて下し給はつて候ひしを、内府におくれて後、やがてめしかへされ候ふ事は、なむの過怠にて候ふやらむ、これ一つ。次に、中納言闕の候ひし時、二位中将の所望候ひしを、入道随分執り申ししかども、遂に御承引なくして、関白の息をなさるる事はいかに。たとひ入道非拠を申しおこなふとも、一度はなかきこしめし入れざるべき。申し候はんや、家嫡といひ、位階といひ、理運左右に及ばぬ事を引きちがへさせ給ふは、ほいなき御ばかりひとこそ存じ候へ、これ一つ。次に、新大納言成親卿以下、鹿谷によりあひて、謀反の企候ひし事、まツたく私の計略にあらず。しかしながら君御許容あるによつてなり。事新しき申し事にて候へども、七代まではこの一門をばいかでか捨てさせ給ふべき。それに入道七句に及びて、余命いくばくならぬ一期の内にも、ややもすれば、亡ぼすべきよし御ばかりあり。申し候はんや、子孫あひついで朝家にめしつかはれん事ありがたし。およそ老いて子を失ふは、枯木の枝なきことならず。今は程なき浮世に、心を費しても何かはせんれば、いかでもありなんとこそ思ひなつて候へ」とて、かつうは腹立し、かつうは落涙し給へば、法印おそろしうもまた哀れにも覚えて、汗水になり給ひぬ。

この時はいかなる人も、一言の返事に及びがたき事ぞかし。その上我が身も近習の仁なり。鹿谷によりあひたりし事は、まさしう見きかれしかば、その人数とて、只今もめしや籠められむずらんと思ふに、龍の鬚をなで、虎の尾をふむ心ちはせられけれども、法印もさるおそろしい人で、ちツともさわがず申されけるは、「誠に度々の御奉公浅からず。一旦恨み申させまします旨、その

1 陰謀をたくらむ者の中傷。
2 人のうわさを信じて、自分の目で見た確かなことを疑うのは「一般の人によくある過ちです。『明文抄』三に「抱朴子」の文であるとして、「信耳而疑目者、俗之恒弊」と引く。「抱朴子」外篇三九には「信耳而疑目者、古今之所患也」とある。

3 つまらない者のいい加減な言葉を重んじて。
4 目に見えない神仏のお心を考えても、現実を取るべき臣下の道を考えても、冥界と顕界。

謂はれ候ふ。ただし、官位といひ、俸禄といひ、御身にとつてはことごとく満足す。しかれば功の莫大なるを、君御感あるでこそ候へ。しかるを近臣事をみだり、君御許容ありといふ事は、謀臣の凶害にてぞ候ふらん。耳を信じて目を疑ふは、俗の常の弊なり。少人の浮言を重うして、朝恩の他にことなるに、君を背きまらさせ給はん事、冥顕につけてその恐れすくなからず候ふ。およそ天心は蒼々としてはかりがたし。叡慮さだめてその儀でぞ候ふらん。下として上にさかふる事、あに人臣の礼たらんや。よくよく御思惟候ふべし。詮ずるところ、この趣きをこそ披露仕り候はめ」と出てられければ、いくらもなみたる人々、「あなおそろし。入道のあれ程いかり給へるに、ちっとも恐れず、返事うちしてたたる事よ」とて、法印をほめぬ人こそなかりけれ。

大臣流罪

6 史実は、関白基房とその子の師家の解任は一四日に決定され、太政大臣師長以下三九人の解任が発表されたのは一七日、合計四一人（玉葉など）。
7 大宰権帥が正しい。
8 伏見区羽東師古川町。西国へ流される場合、ここで船に乗った。
9 岡山市の東北部、国府市場湯迫。
10 蘇我赤兄。天武天皇元年（六七二）壬申の乱で大友皇子方にあり、配流。
11 藤原豊成。天平宝字元年（七五七）橘奈良原の乱に連座し大宰員外帥に左遷。病により難波に留まる。
12 藤原魚名。延暦元年（七八二）水上川継の乱に連座し大宰帥に左遷。
13 菅原道真。昌泰四年（九〇二）藤原時平の讒言により大宰権帥に左遷。
14 源高明。安和二年（九九九）安和の変により大宰権帥に左遷。
15 長徳二年（九九六）花山院襲撃事件により大宰権帥に左遷。
16 藤原基通。

法印御所へまゐつて、このよし奏聞せられければ、法皇も道理至極して、仰せ下さるる方もなし。同十六日、入道相国、この日ごろ思ひ立ち給へる事なれば、関白殿を始め奉つて、太政大臣已下の公卿殿上人、四十三人が官職をとどめて、追つ籠めらる。関白殿をば太宰帥にうつして、鎮西へながし奉る。「かからん世には、とてもかくてもありなん」とて、鳥羽の辺、古河といふ所にて御出家あり。御年卅五。「礼儀よくしろしめし、くもりなき鏡にてわたらせ給ひつるものを」とて、世の惜しみ奉る事なめならず。遠流の人の道にて出家しつるをば、約束の国へはつかはさぬ事である間、始めは日向国へと定められたりしかども、御出家の間、備前国府の辺、井ばさまといふ所に留め奉る。大臣流罪の例は、左大臣曾我の赤兄、右大臣豊成、左大臣魚名、右大臣菅原、かけまくも、忝く北野の天神の御事なり。左大臣高明公、内大臣藤原伊周公に至るまで、既に六人。されども摂政関白流罪の例はこれ始めとぞ承る。故中殿御子、二位中将基通は、入道の智にておはしければ、大臣関白になし奉る。

17 九七二年。
18 藤原伊尹。
19 藤原兼通。
20 藤原兼家。
21 太政官から天皇に奏上する文書を事前に見て政務を執ることを許される宣旨。
22 三位以上で参議に任じられていない者。

去んぬる円融院の御宇、天禄三年十一月一日、一条摂政謙徳公うせ給ひしかば、御弟堀河関白忠義公、その時は未だ従二位の中納言にてましましけり。その御弟法興院の入道殿、そのころは大納言の右大将にておはしける間、忠義公は御弟に越えられ給ひしかども、今また越えかへし奉り、内大臣正二位にあがって、内覧官官蒙らせ給ひたりしをこそ、人耳目をおどろかしたる御昇進とは申ししに、これはそれにはなほ超過せり。非参議二位中将より大中納言を経ずして、大臣関白になり給ふ事、いまだ承り及ばず。普賢寺殿の御事なり。上卿の宰相、大外記、大夫史にいたるまで、みなあきれたるさまにぞみえたりける。

23 藤原基通。
24 公事を執行するときの責任者。
25 太政官の書記官の上位者。
26 文書を作成する史の首席。

太政大臣師長は、つかさをとどめて、あづまの方へながされ給ふ。去んぬる保元に父悪、左大臣殿の縁座によつて、兄弟四人流罪せられ給ひしが、御兄右大将兼長、御弟左中将隆長、範長禪師三人は、帰洛を待たず、配所にてうせ給ひぬ。これは土佐の畑にて九かへりの春秋を送りむかへ、長寛二年八月にめしかへされて、本位に復す。次の年正二位して、仁安元年十月に、前中納言より権大納言にあがり給ふ。折節大納言あかざりければ、員の外にぞくははられける。大納言六人になることこれ始めなり。また前中納言より権大納言になる事も、後山階大臣躬守公、宇治大納言隆国、卿の外は未だ承り及ばず。管絃の道に達し、才芸勝れてましましければ、次第の昇進とどこほらず、太政大臣まできはめさせ給ひて、またいかなる罪の報ひにや、かさねてながされ給ふらん。保元の昔は南海土佐へうつされ、治承の今は東関尾張国とかや。もとよりつみなくして配所の月をみるといふ事は、心あるきはの人の願ふ事なれば、おとどあへて事ともし給はず。かの唐太子賓客白楽天、潯陽江の辺にやすらひ給ひけんその古へを思ひ遣り、鳴海濁、塩路遙かに遠見して、常は朗月を望み、浦風に嘯き、琵琶を弾じ、和歌を詠じて、なほざりがてらに月日を送らせ給ひけり。ある時、当国第三の宮、熱田明神に参詣あり。その夜、神明法楽のため、琵琶弾き、朗詠し給ふに、所もとより無智の境なれば、情けをしれるものなし。邑老、

27 土佐国幡多郡。現在の高知県西南部。
28 一一六四年。六月が正しい。
29 定員外。
30 藤原三守。天長五年（八二八）前中納言から大納言。
31 源隆国。治暦三年（一〇六七）前権中納言から権大納言。

中納言より権大納言にあがり給ふ。折節大納言あかざりければ、員の外にぞくははられける。大納言六人になることこれ始めなり。また前中納言より権大納言になる事も、後山階大臣躬守公、宇治大納言隆国、卿の外は未だ承り及ばず。管絃の道に達し、才芸勝れてましましければ、次第の昇進とどこほらず、太政大臣まできはめさせ給ひて、またいかなる罪の報ひにや、かさねてながされ給ふらん。保元の昔は南海土佐へうつされ、治承の今は東関尾張国とかや。もとよりつみなくして配所の月をみるといふ事は、心あるきはの人の願ふ事なれば、おとどあへて事ともし給はず。かの唐太子賓客白楽天、潯陽江の辺にやすらひ給ひけんその古へを思ひ遣り、鳴海濁、塩路遙かに遠見して、常は朗月を望み、浦風に嘯き、琵琶を弾じ、和歌を詠じて、なほざりがてらに月日を送らせ給ひけり。ある時、当国第三の宮、熱田明神に参詣あり。その夜、神明法楽のため、琵琶弾き、朗詠し給ふに、所もとより無智の境なれば、情けをしれるものなし。邑老、

32 白楽天は、八二〇年に左遷され、後に召喚されて賓客（皇太子の教育役）になった。「潯陽江」は揚子江の南岸、江西省九江付近。
33 悠々と。
34 説経や歌舞によって神を楽しませること。
35 村の老人。

32 白楽天は、八二〇年に左遷され、後に召喚されて賓客（皇太子の教育役）になった。「潯陽江」は揚子江の南岸、江西省九江付近。
33 悠々と。
34 説経や歌舞によって神を楽しませること。
35 村の老人。